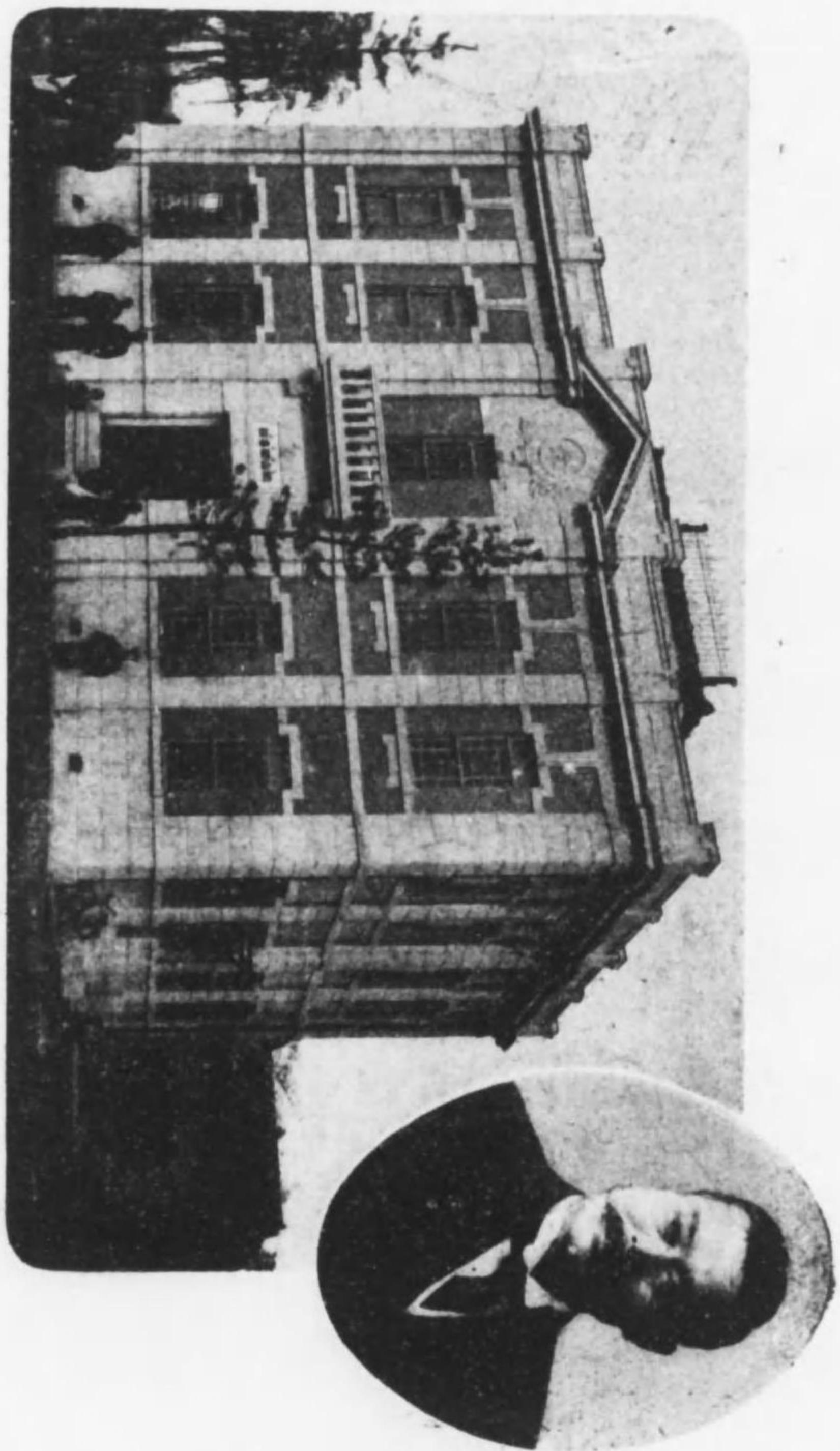


市立岡山圖書館要覽

0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 70m 1 2 3 4 5

始

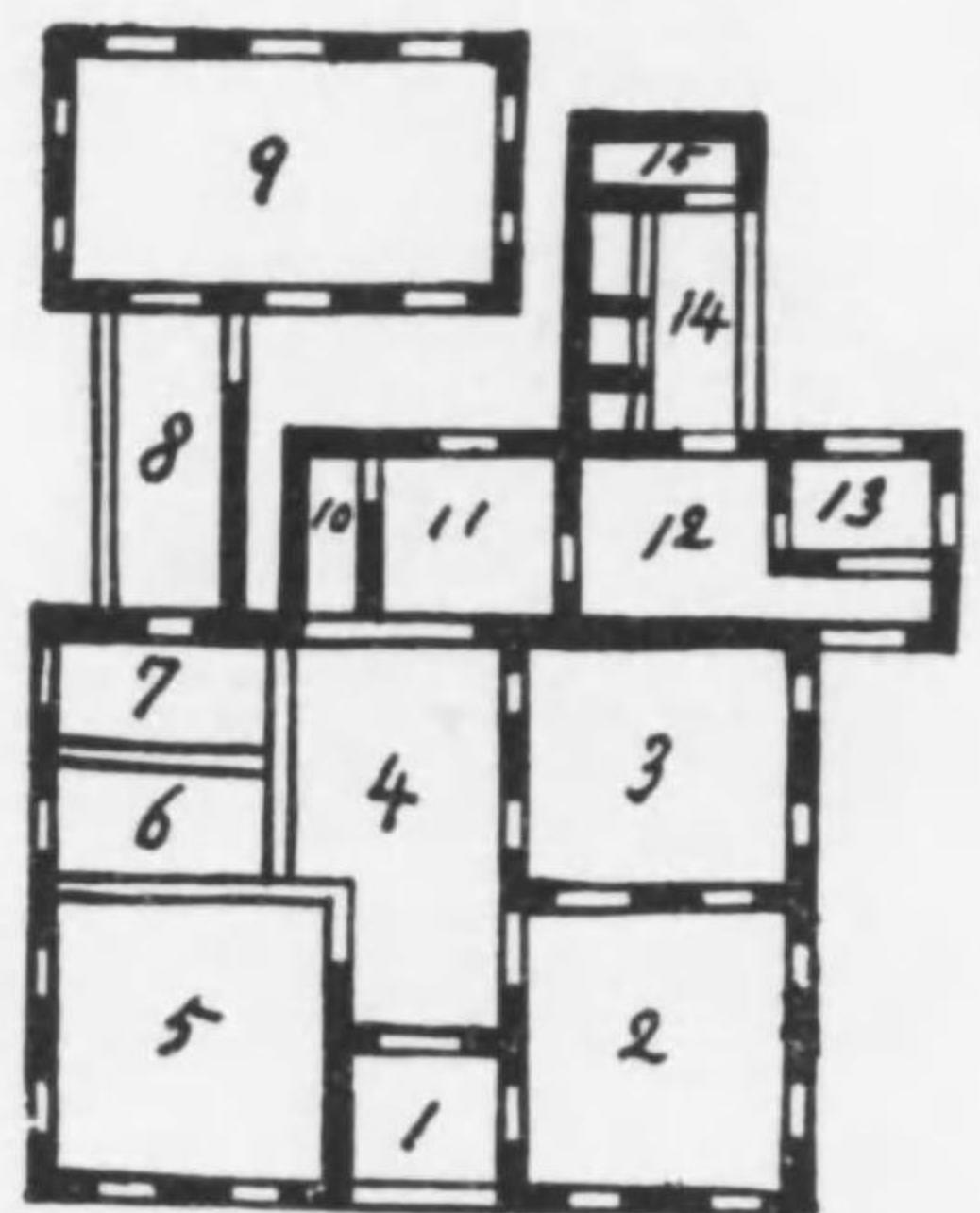




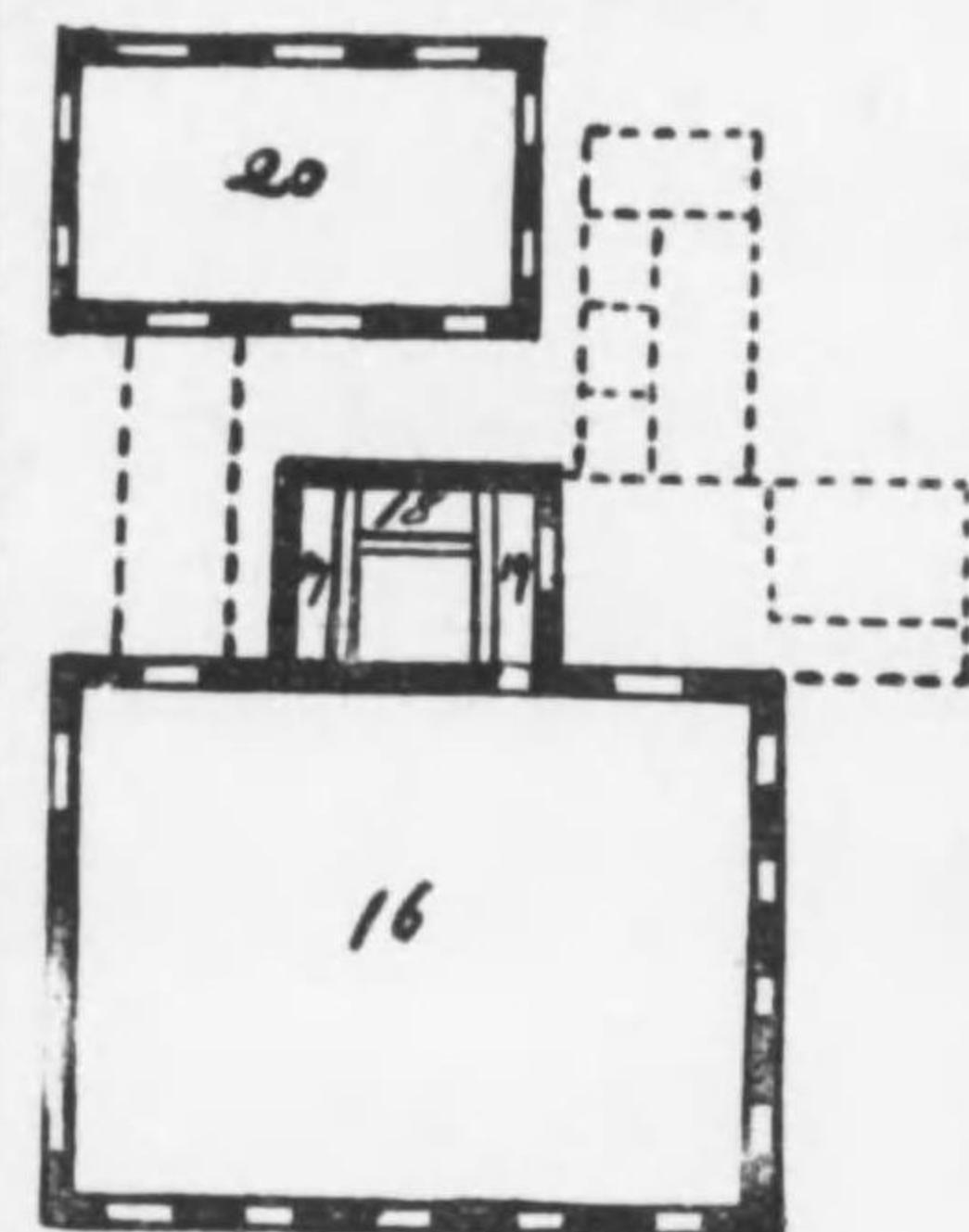
景全館本ニ氏郎三唯本山者設創

市立岡山圖書館配置圖

(下階)



(上階)



10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
階	書	裝	圖	目	兒	新	婦	事	立
	書	書	書	錄	童	聞	人	務	
	訂	出	錄	童					
	納								
段	庫	室	室	室	室	室	室	室	關
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
書	廊	階	階	普	物	便	小	昇	喫
				通	閱			使	降
				覽	覽			使	煙
庫	下	段	段	室	置	所	室	口	室

市立岡山圖書館要覽目次

278-83

第三章



四 特設文庫規程

五 職員事務規程

六 岡山婦人讀書會規則

第三職業員

第二事務員

第一館内事業

一圖書閱覽

二圖書調査

三圖書業

理髮文庫

兒童文庫

御成婚記念文庫

特派文庫

四圖書館外事業

五圖書館外閱覽

六圖書館外調查

七圖書館外業

八圖書館外業

九圖書館外業

十圖書館外業

十一圖書館外業

十二圖書館外業

十三圖書館外業

十四圖書館外業

十五圖書館外業

十六圖書館外業

十七圖書館外業

十八圖書館外業

十九圖書館外業

二十圖書館外業

二十一圖書館外業

二十二圖書館外業

二十三圖書館外業

二十四圖書館外業

二十五圖書館外業

二十六圖書館外業

二十七圖書館外業

二十八圖書館外業

二十九圖書館外業

三十圖書館外業

第五章 事業成績

第一館内事業

二圖書館外閱覽狀況

三圖書館外業

四圖書館外業

五圖書館外業

六圖書館外業

七圖書館外業

八圖書館外業

九圖書館外業

十圖書館外業

十一圖書館外業

十二圖書館外業

十三圖書館外業

十四圖書館外業

十五圖書館外業

十六圖書館外業

十七圖書館外業

十八圖書館外業

十九圖書館外業

二十圖書館外業

二十一圖書館外業

二十二圖書館外業

二十三圖書館外業

二十四圖書館外業

二十五圖書館外業

二十六圖書館外業

二十七圖書館外業

二十八圖書館外業

二十九圖書館外業

三十圖書館外業

一各年度閱覽人數

二各年度閱覽圖書冊數

三各年度閱覽人數

四各年度閱覽人數

五各年度閱覽人數

六各年度閱覽人數

七各年度閱覽人數

八各年度閱覽人數

九各年度閱覽人數

十各年度閱覽人數

十一各年度閱覽人數

十二各年度閱覽人數

十三各年度閱覽人數

十四各年度閱覽人數

十五各年度閱覽人數

十六各年度閱覽人數

十七各年度閱覽人數

十八各年度閱覽人數

十九各年度閱覽人數

二十各年度閱覽人數

二十一各年度閱覽人數

二十二各年度閱覽人數

二十三各年度閱覽人數

二十四各年度閱覽人數

二十五各年度閱覽人數

一各年度閱覽人數

二各年度閱覽人數

三各年度閱覽人數

四各年度閱覽人數

五各年度閱覽人數

六各年度閱覽人數

七各年度閱覽人數

八各年度閱覽人數

九各年度閱覽人數

十各年度閱覽人數

十一各年度閱覽人數

十二各年度閱覽人數

十三各年度閱覽人數

十四各年度閱覽人數

十五各年度閱覽人數

十六各年度閱覽人數

十七各年度閱覽人數

十八各年度閱覽人數

十九各年度閱覽人數

二十各年度閱覽人數

二十一各年度閱覽人數

二十二各年度閱覽人數

二十三各年度閱覽人數

二十四各年度閱覽人數

二十五各年度閱覽人數

一各年度閱覽人數

二各年度閱覽人數

三各年度閱覽人數

四各年度閱覽人數

五各年度閱覽人數

六各年度閱覽人數

七各年度閱覽人數

八各年度閱覽人數

九各年度閱覽人數

十各年度閱覽人數

十一各年度閱覽人數

十二各年度閱覽人數

十三各年度閱覽人數

十四各年度閱覽人數

十五各年度閱覽人數

十六各年度閱覽人數

十七各年度閱覽人數

十八各年度閱覽人數

十九各年度閱覽人數

二十各年度閱覽人數

二十一各年度閱覽人數

二十二各年度閱覽人數

二十三各年度閱覽人數

二十四各年度閱覽人數

二十五各年度閱覽人數

一各年度閱覽人數

二各年度閱覽人數

三各年度閱覽人數

四各年度閱覽人數

五各年度閱覽人數

六各年度閱覽人數

七各年度閱覽人數

八各年度閱覽人數

九各年度閱覽人數

十各年度閱覽人數

十一各年度閱覽人數

十二各年度閱覽人數

十三各年度閱覽人數

十四各年度閱覽人數

十五各年度閱覽人數

十六各年度閱覽人數

十七各年度閱覽人數

十八各年度閱覽人數

十九各年度閱覽人數

二十各年度閱覽人數

二十一各年度閱覽人數

二十二各年度閱覽人數

二十三各年度閱覽人數

二十四各年度閱覽人數

二十五各年度閱覽人數

一各年度閱覽人數

二各年度閱覽人數

三各年度閱覽人數

四各年度閱覽人數

五各年度閱覽人數

六各年度閱覽人數

七各年度閱覽人數

八各年度閱覽人數

九各年度閱覽人數

十各年度閱覽人數

十一各年度閱覽人數

十二各年度閱覽人數

十三各年度閱覽人數

十四各年度閱覽人數

十五各年度閱覽人數

十六各年度閱覽人數

十七各年度閱覽人數

十八各年度閱覽人數

十九各年度閱覽人數

二十各年度閱覽人數

二十一各年度閱覽人數

二十二各年度閱覽人數

二十三各年度閱覽人數

二十四各年度閱覽人數

二十五各年度閱覽人數

の國家的・一大事業と云ふべきである。開墾事業に成功したる氏は、更に自己の新運命を開拓すべく、對清貿易事業に着眼し、當時横濱第一銀行支店長市原盛宏氏、及び濫澤男爵の紹介により、伊藤氏の經營せる在天津の松昌洋行を引き受け、直接これが經營の任に當ることとなつた。松昌洋行は坑木又は枕木の材木を清國に輸出し清國よりは開平炭の輸入を營む貿易會社で、氏は自ら社長となり、奮勵努力、經營其の宜しきを得、開平炭は遂に其の日韓一手販賣をなすに至つた。氏の商略的手腕は漸々益々進展し、三井、大倉、其の他二三の大會社と伍するに至り、其の事業は、彌々膨大して底止する所を知らざるに至つた。坑木輸出の一大成業者、開平炭輸入の開祖としての松昌洋行の國家に致したる其の功績は實に偉大なるもので、萬世不易、滅することは出來ぬ。

氏は幼にして苦學奮闘、青年にして開墾事業に着手し、後一大貿易事業に從事し、其の間修養のため、事業經營の爲め、東奔西走、常に席の暖まる遑もなかつた。然も郷土の發展向上につきては、四六時中、腦裡を脱せず大にこれが爲め資する所あらんことを期してゐた。特に氏が幼時より學修の資に恵まれざりし深刻なる体験は、教育の振興、社會文化の發展に資せんとするの決意をして益々深刻的ならしめてゐた。熱烈燃ゆるが如き氏の愛郷の念願は、勃々として禁する能はざるものがあり、大正五年岡山新聞社を、大正七年岡山圖書館を、大正十年山本農學校を創設して、社會教化、子弟訓蒙の機關たらしめんとした。氏が巨萬の資を耗し、大成其の名を世界に轟かしたるに甘せず、進んでは郷黨の爲めに盡されたる其の功績は、實に偉大なるものがある。晩年東京市外吉祥寺に閑居し、悠々自適靜養せしが、昭和二年四月十七日忽焉として逝く、哀悼何ぞ堪へん。享年五十五歳。

市立岡山圖書館要覽

第一章 沿革

第一 設立由來

市立岡山圖書館の設立は、大正七年で、未だ我が國圖書館事業の發達せざる搖籃時代であつた。當時本縣の學校教育は、夙に多大の普及發達をなし、教育縣をもつて誇り、全國に冠たるものがあつた。然るに圖書館事業に至つては、本縣亦萎靡として振はず、寧ろ等閑視さるやの感があつた。教育は單に學校教育のみに限定されず、人生生涯の修養學習の一大道場たる圖書館は、學校と共に樞要なる教育機關として對等の位置を占め、而も併行したる發達のもとに、一體二方面の活動を爲さねばならぬ。特に文明國一般の趨勢として、社會教育の進歩改善を企圖する上に、圖書館が此れ等教育に對する好箇の殿堂として、有力なる一機關たることは、疑を容れぬ所である。文運隆盛、地方文化の淵源として、社會教化の魁をなすべき圖書館が、幾多地方人士の修養に裨補し、產業發達上に資するもの多大なるべきことを痛感する。

本縣出身山本唯三郎氏は、幼にして苦學奮闘、刻苦勉勵、片時も修養學習を怠らず、遂に大成して其の名を世界に轟かしたる偉傑である。常に郷土の發展向上に力を致し、殊に教育の普及發達を圖らんが爲め、巨萬の資を

投じ、これが機運の促進を圖り、貢献するところ實に多大である。同氏當時本縣圖書館事業の萎靡として振はず、地方開發上、損耗多大なるべきを嘆き、圖書館設置の必要を痛感し、直にこれが設置につき、岳父石黒涵一郎氏を通じて本市に謀らる。本館設置の機運、實に茲に胚胎し、遂にこれが實現を見るに至つた。

第二 開館以前

大正五年

○九月十八日石黒涵一郎氏は、山本唯三郎氏の意を享け、圖書館設置を本市に謀らる、本市は其の意を了とし、直に市會に謀り、滿場一致これを可決し、元環翠尋常小學校の敷地をトし、これが設置を劃策す。○十月六日本館規則を制定し、岡山縣より圖書館設置の認可を得、岡山市立圖書館と稱す。○十二月五日山本氏は建物全部を、時の市長岡田磐氏に委嘱し、市長は本市技手大賀孫一郎氏に命じ、これが設計をなさしめ、山下忠四郎氏に建築全部を請負はしめ、茲に建築工事を起すに至る。

大正六年

○九月三十日建築工事落成す、建築工費壹萬貳千九百貳拾八圓餘、開館準備費五千圓、計壹萬七千九百貳拾八圓餘は山本氏の寄附により、外に特志者某圖書購入費として、壹千圓を寄附せらる。

大正七年

○七月十七日岡山醫學専門學校書記松田金十郎氏に圖書整理事務を嘱託し、開館準備に着手す。○八月

第三 開館以後

大正七年

○十二月八日開館式を舉行し、爾後一般の閲覽を許可す。

大正八年

○九月十五日岡山市立圖書館を、單に岡山圖書館と改稱す。○十月一日本館圖書館外携出規程により、館外閲覽の取扱を實施す。○十月二十七日有志諸彦の贊助を得、故岡山醫學専門學校教授高橋金一郎氏の藏書貳萬九百七拾四冊を、五千圓にて譲受け、一般の閲覽に供すべく準備に着手す。

大正九年

○十月二十日本館北側に書庫建築の工事を起す。○十月二十五日本館北側隣接の縣有地參百參拾七坪九合四匁九才の貸與方を申請し、認可の指令に接す。○十月三十日本館圖書目録及び圖書館要覽を印刷發行す。○館長事務取扱貞松修藏氏本職を免せらる。

大正十年

○一月十日書庫落成す、三階建拾五坪、竣工費四千貳百圓。○一月二十六日岡山市視學谷口源藏氏本館長事務取扱を命ぜらる。○五月十日高橋文庫整理完了、公開式を舉行し、一般の閲覧に供す。○十月十日兒童讀物調査會を設置し、調査の結果を一般に公開し、圖書選擇の利便に供す。

大正十一年

○一月十日婦人の讀書趣味を養成し、思想の向上を謀らんが爲め、持廻文庫制度により岡山婦人讀書會を創設す。○三月六日本館規則の一端を改正し、館外携出圖書閲覧を個人、團体の二種とし、巡回文庫特派文庫、特設文庫の規程を設け、即日實施す。○三月十五日本館北側に隣接せる縣有地を整理し、遊戯道具を設備し、兒童遊園地を設置す。○四月一日文庫規程により、巡回文庫、特派文庫の派遣を實施す。○四月十九日本日より持廻文庫を實施す。○六月三十日高橋文庫印刷目録を調製、發行す。○十月二十四日學制頒布五十年記念事業として、即席揮毫展覽會を開催す。

大正十三年

○三月三十一日讀物調査書を印刷發行し、爾後毎年一回發行することとす。○四月一日大正十三年一月皇太子殿下御成婚を記念せんが爲め、御成婚記念文庫五十個を設置し、市内青年團、壯年會、婦人會へ無料貸與す。○四月二十一日兒童讀物調査會の範圍を擴張し、青年、婦人讀物をも併せ調査することとす。

大正十四年

○四月一日本市伊原本藻平氏寄附金壹千圓をもつて、伊原木特設文庫を設置す。

大正十五年

○三月一日岡山婦人讀書會事業として、大正十四年十二月皇孫殿下御降誕を記念し、御降誕記念文庫を設置す。○五月二十日市立岡山圖書館報第一號を印刷發行し、爾後毎月一回連續發行することとす。○七月十日大正十五年五月皇太子殿下本縣行啓を記念し、學生文庫を設置す。

昭和三年

○四月一日故山田貞芳氏所藏圖書壹千貳百六拾壹部、參千四百五拾六冊、此見積價格壹千壹百七拾五圓八拾壹錢也、岡山市下田町公森太郎氏より寄附せられ、山田文庫を設置し、一般の閲覧に供す。○十一月一日大正十五年五月皇太子殿下本縣行啓御播種の黒松壹本を前庭に植樹す。○十二月三十日本館開館十周年を記念し、「市立岡山圖書館十年志」を印刷發行す。

昭和四年

○一月三十日「兒童文庫の整理と活用」を印刷發行し、兒童文庫經營者の参考に供す。○三月二十六日大正五年五月皇太子殿下本縣行啓御播種の樟壹本を前庭に植樹す。○五月十八日より三日間謄寫印刷術普及の爲め、第一回謄寫版印刷物展覽會並講習會を開催す。○全國諸名士に思想善導上、優良適切なる圖書の選定を依頼し、「全國諸名士の推薦したる優良圖書」を印刷發行す。○十二月二十五日より向三日間、第二回謄寫版印刷物展覽會並講習會を開催す。

第二章 設備

六

第一 敷地・建物

本館は岡山市小橋町三十九番地に存在し、土地高燥、閑雅、西に旭川の清流を控へ、東に綠翠たる操山を望み、四時の風光明媚、敷地内には八百餘坪の芝生を有し、鬱蒼たる綠樹は一段の風致を添へ、讀書の餘、心身の静養に便ならしむべく、最も瀟洒なる趣向をこらしてゐる。児童遊園地には、鐵棒、雲梯、迂臺その他各種の遊戯道具を設備し、附近児童の爲め、自由に開放してゐる。建物は復興式「鐵筋コンクリート」二階建で、採光通風に留意してゐることは勿論、室内的配置は専ら自由開放主義に則り、閲覧者の至便を旨とし、特に衛生、清潔に意を用ひ、入館者をして好感を抱かしむべく努めた。各室の配置は、階上を普通閲覧室とし、階下に婦人閲覧室、児童閲覧室、新聞閲覧室、目録室其の他を設け、其の收容人員は、普通閲覧室壹百拾四人、婦人閲覧室拾六人、児童閲覧室五拾六人である。

一所 在地

岡山市小橋町三十九番地

一工 程

大正五年十月起工。大正六年九月竣工

一設計監督

岡山市土木課

一樣 式

復興式

一構 造

本館 鐵筋コンクリート 二階建
書庫 木造瓦葺 三階建
附屬建物 木造瓦葺 平家建

一總 工 費

壹萬七千三百拾六圓餘

一敷 地 面 積

九百七坪

一建 坪

九十坪三合三勺三才

敷地総坪數

九〇七〇〇〇

建

物

庭

園

其

他

九〇、三三三

八一六、六六七

七

建物 総坪數 九〇、三三三 (階上八〇、〇)

本館 五四、〇 (階上 五〇、〇)		書庫 一五、〇 (階上 三〇、〇)		附屬建物 二、三三三	
普通閲覧室 (階上)	四八、〇	階下	一五、〇	小使室	三、〇
婦人閲覧室	九、〇 (二)	階	一五、〇	便所	三、〇
児童閲覧室	九、〇 (三)	階	一五、〇	物置	一、五
新聞室	一〇、〇	階	一五、〇	裝釘室	一、五
目録室	四、〇	昇降口	自轉車置場	六、〇	三、三三
圖書出納室	四、〇				
廊下 (階上)	二、〇				
事務室	九、〇				
玄関	三、〇				
階段	一、五				
喫煙室	四、五				

第一圖 書

本館は市民圖書館たる性質より觀るも、又公衆一般現時の要望より察するも、現在は比較的需用甚き研究的、専門的圖書よりも、寧ろ普遍的、一般的圖書の蒐集を必要する。故に本館藏書は、此の趨勢に鑑み、凡ては普遍的、一般的圖書を中心としてゐる。然し研究的、専門的圖書は、此れを縣立圖書館の藏書に俟ち、本館又漸を逐ひ、機に臨み、これが蒐集を謀らんことを期してゐる。

圖書は一般書庫に藏してゐるが、新着圖書は圖書出納室の書架に展列し、これが検索に至便ならしむると共に周く多數閲覧者に知らしめんとしてゐる。新着圖書の紹介は、これを岡山市公報及び圖書館に掲載し、一般に周知せしめることとしてゐる。児童用圖書は、児童閲覧室の書架に排列し、児童に自由に閲覧せしめ、時々實地につき閲覧圖書の選擇、閲覧方法等につき、懇切なる指導と注意を與へ、讀書に對する感興を助長せんことを努めてゐる。

一函別圖書

圖書整理上、本館全藏書を分けて、本館藏書、高橋文庫、御成婚記念文庫、伊原木特設文庫、讀書會文庫、山田文庫の六種とし、分類、排列、保存は各個別に取扱つてゐる。蓋し本館經常費をもつて購入したる圖書と特志者の寄附せし圖書とを區別し、寄附者に對し敬意を表し、永く其の好意に報いんとするに外ならないのである。

一、本館藏書

本館經常費をもつて購入したる圖書の全部を收む。

一、高橋文庫

故岡山醫學専門學校教授高橋金一郎氏は、廣く内外の圖書を蒐集し、其の藏書數萬の多きに達してゐた。未亡人梅子刀自は、故人が畢生の心血を灑きて蒐集したる藏書の或は散佚せんことを恐れて、其の緣故深き岡山の地に於て、一般の閲覽に供し、公開せんことを望まれ、大正八年八月、時の館長事務取扱貞松修藏氏を經て、市長中山寛氏及前市長岡田繁氏に謀り、有志諸彦の贊助を得て、本文庫の設置公開を劃策せられた。大正八年十月、市會の決議により、本館内に高橋文庫を設置することとなり、爾來日夜圖書整理に努め、大正十年五月十日、これが公開式を舉行し、一般公衆の閲覽に供することとなつた。

一、御成婚記念文庫

大正十三年一月、皇太子殿下の御成婚を記念せんが爲め、市會に於て満場一致、本文庫の設置を決議された。總經費貳千四百七拾壹圓五錢で、内圖書費貳千五拾四圓四拾五錢、設備費四百拾六圓六拾錢、藏書冊數壹千百參拾八冊である。本文庫は専ら派出文庫として、通俗的常識修養に關する圖書を蒐集して、市内青年會、壯年會、婦人會の各種團体に限り無料にて貸與するものである。

一、伊原木特設文庫

大正十四年四月、本市伊原木藻平氏は、同氏經營の店舗改築記念として、本館圖書購入費の中へ、金壹千圓を寄附せられた。本市は其の好意を感謝し、直ちに受納することとした。本館は規則第二十六條及び特設文庫規程により、直に本文庫設置の計畫を樹て、全集六部百參冊、辭書四部四冊、單本百九拾四部貳百拾四冊、計貳百四部參百貳拾壹冊を講入し、圖書臺帳に登錄の上、永久保管の手續を了し、一般公衆の閲覽に供することとした。

一、讀書會文庫

岡山婦人讀書會は、大正十四年十二月皇孫殿下御降誕を記念せんが爲め、會員及び有志の寄附により、記念文庫を設置した。寄附者二百七十四名、寄附金總額金參百六拾圓七拾錢也、購入圖書百七拾壹冊である。讀書會は本記念庫を基礎として、將來漸次、新刊圖書を購入追加し、本文庫の内容を充實することとした。藏書は主として、婦人修養上、適切なるものを選擇し、これに會員の希望圖書を加へ、専ら會員の讀書趣味を涵養し、思想の向上を圖らんとする。

一、山田文庫

故山田貞芳氏、夙に國文學、漢文學を修め、造詣深く、殊に最も趣味を史學に有し、郷土史に精通し、廣くこ

れ等に關する圖書を蒐集し、其の數實に數千の多きを藏してゐた。大正九年六月、同氏歿後、知友數氏相謀り故人が畢生の心血を灑ぎたる書冊の或は散佚せんことを恐れ、故人の最も縁故深き三門學園内に、山田文庫を設置することとした。後特志研究者の爲め、木文庫を八開し、一般の閲覽に供してゐたが、昭和三年四月三門學園の縣營移管に際し、公森太郎、木畠竹三郎、藏知矩、岡村正義の諸氏相謀り、本文庫の利用をして一層顯著ならしめんが爲め、木文庫圖書壹千貳百八拾貳部、參千五百四拾冊、此の見積價格金壹千壹百七拾五圓八拾壹錢也を本市に寄附し、本館内に山田文庫を特設せんことを謀らる。本市は其の旨を了とし、直に寄附受領の手續を了し、永久保管の上、一般公衆の閲覽に供することとした。

二
藏
書

開館以來、各年度末藏者冊數、累年增加の状況を擧ぐれば左の通りである。

(備考) 一、大正十三年度分圖書、前年度に比し減少せるは、雑誌其他を整理合本せし結果、壹千百四十冊

を減じ、其年増加冊數と差引計算した。

昭和四年度分圖書、前年度に比し減少せるは、圖書八百五十冊を廢棄處分したるが爲め、其年增加冊數と差引計算した。

昭和四年十二月末、全藏書を分類別に舉ぐれば左の通りである。

一四

分類	函別	本館藏書	高橋文庫	御成婚記念文庫	伊原木特設文庫	讀書會	山田文庫	計
総記、雑書	二、三五六	七、七八一	二五六	三七	二五	六八七	一一、一四二	
宗教、哲學	一、二三九	二、三四五	一六〇	三二	一四	一六八	三、九五八	
文學、語學	二、二五三	三、六八四	二九七	一七〇	二〇七	一、五七七	八、一八八	
歴史、地理	一、六二二	二、一九四	一四七	三〇	三一	七五六	四、七八〇	
産業	四七〇	二六九	二三	七	一	五	七七五	
法制、經濟	一、八五一	九一一	一三六	二六				
理學、醫學	五八二	二、六〇三	四九	八	四	五〇	三、二九六	
工學、兵事	二四八	三七三	四	二	二三	一六五	一、三八二	
美術、家事	四六四	六五四	六七	九	二	一九三八	六八六	
少年圖書	一、八〇五	一三一						
計	一二、八九〇	二〇、九四五	一、一三九	三二一	三四四	三、五四〇	三九、一四九	

第三 新聞、雑誌

新聞は當日及び最新一週間分を新聞室に備付け、自由閲覧に供し、其の他の請求に応じ貸與することとし、館外貸出は一切これを禁止してゐる。本館現在備付の新聞は左の八種である。

一、東京時事新聞

一、大阪朝日新聞

一、岡山新聞

一、岡山日日新聞

一、大阪毎日新聞

一、東京國民新聞

一、岡山山陽新報

一、岡山中國民報

普通雑誌は最新二ヶ月分を雑誌棚に備付け、請求に応じて閲覧に供し、館外貸出を禁止す。其の他の雑誌は請求に応じ、館外閲覧に供してゐる。本館現在備付の雑誌は左の二十余種である。

一、雄辯

一、現代

一、實業之日本

一、受驗と學生

一、改造

一、新潮

一、新青年

一、中央公論

一、新潮

一、士

一、婦人之友

一、婦人俱樂部

一、婦人世界

一、少女俱樂部

一、少女の友

一、キング

一、講談俱樂部

一、婦人公論

一、婦人世界

一、主婦之友

一、少年俱樂部

一、少女の友

一、譚海

寄贈雑誌は全部雑誌棚に展列し、自由閲覧に供し、可成多數の閲覧を希望し、寄贈者の芳志に報ひんとする。現在數年間連續寄贈せられつつある雑誌は左の通りである。

目錄

```
graph TD; A[分類目錄] --> B[和漢書目錄]; A --> C[書名目錄]; B --> D[洋書目錄]; B --> E[分類目錄]; D --> F[書名目錄]; D --> G[分類目錄]; H[印刷目錄];
```

第四目 錄

本館目録は左の五種で、別に事務用目録として「カレド」式目録を備へてゐる。目録「カレド」の排列は、経て五十音順に依つてゐる。

高都天水博日農釀日恒商連勞日大蒼
野山流山時榮報界堯愛新誌友蓮心士白報勤報藝穹

東 大 名 東 岡 東 大 岡 東 大 岡 東 大 岡 東 大 岡 東 大 岡
古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古
京 阪 屋 京 山 京 屋 山 山 阪 山 京 屋 都 京 山

第五排列法

一八

本館圖書の排列法は、分類式自由法により、各分類項目間に相當の間隔を存し、増加圖書所藏の餘地を残し、排列に至便ならしめてゐる。全休圖書を普通圖書と特別圖書とに區別し、更に各々和漢書、洋書の二種に分ち、和漢書は更に洋裝、和裝の二種に細別し、圖書の保管上、毀損の憂なからしめんとする。尙ほ書架狭隘の爲め、辭書、叢書に限り、一般圖書より分離して、別途にこれを所藏し、一面検索に至便ならしむ。

第六 分類法

○
○
○
○
○
○
六 五 四 三 二 一
○ ○ ○ ○ ○ ○

貴 感 叢 類 辭 目 記
重 想 隨 題
圖 筆 書 書 書 書
書 筆 書 書 書 書
題

一〇〇
一一一〇〇〇〇〇
三二一九八七
〇〇〇〇〇〇〇〇
宗教哲學新雜鄉土資料
哲宗神學
學教書聞誌料

八〇

八八八八
四三二一
○○○○

美術
諸

書畫家世家

圖 圖

真物案案事海金船築學學學

七〇

工學

六
事

七 七 七 七 七 七 七 七
九 八 七 六 五 四 三 二 一

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

兵 航 採 造 建 電 機 土 工
鑽 氣 械 木

治工工工

五 五 五 五 五
五 四 三 二

II. 例 二

財 經 行 政 法

政 治 经 济

五

法制

經濟

四 四 四 四 四 四 四 四
九 八 七 六 五 四 三 二

九 八 七 六 五 四 三 一
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

交 工 農 園 山 牧 水 藏

製漁家通 絲織會林蘇斐斐信

九〇

九九九九九九九九〇八八八八八
九八七六五四三二一九八七六五
〇〇〇〇〇〇〇〇〇少〇〇〇〇〇〇

少年用圖書

圖書家休諸音印
二準休圖算地歷文修辭書
操畫術理史身
備遊手理紀傳作
書戲工科行記學法書
事育藝樂刷

六〇

理學
醫學

統一社風婦人問題俗會計

11 洋書分類表

一一一

0 0 0	General works.
1 0 0	Religion, Philosophy, Education.
2 0 0	Literature, Language.
3 0 0	History, Biography, Geography & Travels.
4 0 0	Industries.
5 0 0	Legislation, Political economy, Finance, Statistics, Socialscience.
6 0 0	Science.
7 0 0	Medicine.
8 0 0	Engineering, Military & Naval science.
9 0 0	Finearts, Amusements & Athletics.

第三章 組織

第一規程

一館則

〔大正五年十一月六日制定
大正十一年三月六日改正〕

第一章 總則

第一條 本館ハ内外古今ノ圖書ヲ蒐集保存シ公衆ノ閲覽ニ供ス

本館ノ開館時限ハ左ノ如シ

一月	二月	三月	自午前九時至午後九時
十月	十一月	十二月	自午前九時至午後九時
四月	五月	六月	自午前八時至午後九時
七月	八月	九月	自午前八時至午後六時

但シ必要ニヨリ臨時變更スルトキハ其都度之ヲ掲示ス
但シ臨時閉館ハ其都度之ヲ掲示ス

第一條 本館ノ開館日ハ左ノ如シ
一、歲首一月一日ヨリ同五日ニ至ル
一、紀元節
一、天長節

一、 曝書期 (九月十月ノ中凡十日間)

一、 明治節

一、 歳末十二月二十八日ヨリ同三十一日ニ至ル

一、 館内掃除 每月十日 (日曜日又ハ祝祭日ニ當ル時ハ経下グ)

第四條 本館ニ功勞アルモノ及館長ニ於テ必要ト認メタル者ニハ優待券ヲ贈與ス

第一章 閲覧者心得

第五條 優待券ヲ所持スルモノ及館長ノ許可ヲ得タルモノハ特別室ニ於テ閲覧シ及書庫ニ入リテ検索スルコトヲ得

年齢十歳以上ノ者ハ本館ノ圖書ヲ閲覧スルコトヲ得

第六條 但シ瘋癲白痴感染ノ虞アル疾病者其他不都合ト認ムル者ハ入館スルコトヲ許サス

第七條 本館ノ圖書ヲ閲覧セントスル者ハ閲覧券ニ書名部門冊數函號及住所氏名ヲ記入シ掛員ニ差出シテ

圖書ヲ借り受クヘシ

第八條 退館セントスル時ハ其ノ借り受ケタル圖書ヲ返納スヘシ

第九條 但シ特別ノ事情アルモノハ定限外貸付ヲ許可スルコトアルヘシ

第十條 閱覧室ニ備ヘ置ケル新聞雑誌圖書地圖等ハ隨意ニ閲覧スルコトヲ得

第十一條 閱覧者ハ館内ニ於テ音讀、談話、喫煙、其他喧騒ノ行爲アルベカラス

第十二條 閱覧者ニシテ本館ノ規則ニ違背シ又ハ館長ノ指示ニ從ハス或ハ不法ノ行爲アリト認ムル者ハ直ニ

第三章 圖書寄贈

第十三條 本館ニ圖書ヲ寄贈セントスル者ハ寄贈申込書ニ書名員數價格ヲ詳記シ現品ト共ニ本館ニ送致スヘシ

第十四條 前項辨償ノ義務ヲ了セサル間ハ更ニ本館ノ圖書ヲ借覽スルコトヲ許サス

第十五條 特別扱ヲ要スル圖書ハ本館内指定ノ場所ニ於テ閲覧ニ供ス

第四章 圖書委托

第十六條 公衆ノ閲覧ニ供スル目的ヲ以テ本館ニ圖書ノ保管ヲ委托セントスルモノハ其目錄員數價格ヲ詳記シ本館ニ差出シ本館ノ許諾ヲ得タル後現品ヲ送致スヘシ

第十七條 委托圖書ニ對シテハ本館ヨリ受託証書ヲ交付ス

第十八條 季托圖書ハ本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナスヘシ

第十九條 但委托者承諾ナキモノハ館外ニ携出スルコトヲ得ス

第二十条 圖書ノ季托及送付ニ要スル運送料等ハ委托者ノ負擔トス

第二十條 委托圖書ニ關シテハ普通ノ注意ヲナスノ外ハ保管ノ責ニ任セス

第五章 圖書携出 巡回文庫及特派文庫

- 第二十一條** 圖書ノ携出ハ個人及團体ノ二種トシ別ニ市長ニ於テ定ムル所ノ圖書携出手續ニ依リ特許証ヲ得タルモノニ限リ之ヲ許可ス
- 第二十二條** 個人特許証ハ本市内ニ居住シ左記各號ノ一ニ該當スルモノノ請求ニ依リ之ヲ附與ス
一、成年以上ニシテ直接國稅金參圓以上ヲ納ムルモノ
- 第二十三條** 三、満十七年以上ニシテ前號ノ資格ヲ有スル保証人ヲ設クルモノ
團體特許証ハ本市内ニ在リテ左記各號ノ一ニ該當スル代表者ノ請求ニ依リ之ヲ附與ス
- 第二十四條** 一、會社
二、六人以上ノ使用人ヲ有スル店舗
三、十人以上ノ團體ニシテ少クモ其一人ガ直接國稅金參圓以上納ムルモノ
- 第二十五條** 四、青年會、壯年會、及婦人會等ノ修養ヲ目的トスル團體
貴重ノ圖書、辭書、墨帖、目錄及各學科ニ涉ル參考書等ハ携出スルコトヲ許サス
通常ノ圖書ト雖モ本館ノ都合ニ依リ携出ヲ許ササルコトアルヘシ
本館ニ巡回文庫及特派文庫ヲ設ケ別ニ市長ニ於テ定ムル所ノ手續ニ依リ本市内ニ於テ館長ノ適當
ト認メタル箇所ニ廻付閲覽セシムルコトアルヘシ
- 第六章 特設文庫**
- 第二十六條** 本館ニ特設文庫ヲ設置シ有志ノ寄附金ニ依リ購入シタル圖書ヲ以テ編成ス
- 第二十七條** 特設文庫設置ニ關スル規定ハ市長之ヲ定ム
- 二 圖書携出規定**
- 〔大正八年十月一日制定
大正十二年三月六日改正〕
- 第一條** 本館規則第二十一條乃至第二十三條ニ依リ特許証ヲ受ケントスルモノハ個人特許証ハ第一號様式
ノ願書ニ金壹圓團體特許証ハ第二號様式ノ願書ニ金五圓ノ閱覽料ヲ添へ差出スヘシ
但シ團體特許証ニ限リ同一團體ニシテ同時ニ數枚ヲ請求スルコトヲ得
- 第二條** 圖書ヲ携出セントスル時ハ特許証ノ裏面ニ該當事項ヲ記入シ館員ニ差出スヘシ
- 第三條** 携出圖書ヲ返納シタルトキハ特許証ノ返還ヲ受クヘシ
同時ニ携出スヘキ圖書冊數ハ個人ハ三冊團體ハ特許証一枚ニ付二十冊以内トス
- 第四條** 圖書ノ携出期間ハ十日乃至二十日以内トス
同一圖書ヲ引續キ借覽セントスルモノハ一旦返却シ更ニ携出手續ヲナスヘシ返却期日満了後尙返却セナルトキ受取人ヲ派遣シ圖書ヲ返還セシムルコトアルヘシ
但シ之ニ要スル費用ハ閲覽人ノ負擔トス
- 第五條** 本館ヨリ携出シタル圖書ハ他ニ轉貸スルコトヲ許サス
- 第六條** 特許証ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ滿一ヶ年トス
- 第七條** 特許者又ハ保証人ニ於テ本館規則第二十二條ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ定式ノ手續ニ依リ證書ヲ差出スヘシ
証書記載ノ氏名又ハ住所ニ異動アリタルトキハ遲滯ナク本館ニ届出スヘシ
- 第八條** 特許証ヲ遺失シタルトキハ速ニ届出テ再下附ヲ請求スヘシ
前項ノ手續ヲ怠リタルガ爲メ本館ニ損害ヲ與ヘタルトキハ該特許証ノ記名人ニ於テ之カ賠償ノ責ニ任スヘシ

第十九條 既納ノ閲覽料ハ事故ノ如何ニ拘ラス之ヲ返附セス
 第二十條 本手續ニ違背シ又不都合ノ行爲アリタルトキハ特許証ヲ無効トシ尙其情狀ニ依リテハ特許証ノ再下附ヲナササルコトアルヘシ
 第十一條 本市所在ノ官公署及學校等ニ於テ参考上必要アルトキハ代表者ノ申出ニ依リ無料携出ヲ特許スルコトアルヘシ
 但シ携出期間ハ二十日以内トス

三 巡回文庫及特派文庫規程 (大正十一年三月六日制定)

巡回文庫及特派文庫ノ廻付ヲ受ケントスルモノハ第三號様式ノ請求書ヲ差出スヘシ
 第二條 巡回文庫及特派文庫ノ廻付ヲ受ケタルモノハ其責任者ニ於テ之ヲ管理スヘシ
 第三條 巡回文庫及特派文庫廻送並ニ返送ニ要スル費用ハ廻送者又ハ返送者ニ於テ之ヲ負擔スヘシ
 (但シ特別ノ事情アルモノハ本館ニ於テ之ヲ負擔ス)
 第四條 巡回文庫及特派文庫ヲ編成スヘキ圖書目錄及文庫使用期間ハ館長之ヲ定ム
 第五條 巡回文庫及特派文庫ノ廻付ヲ受ケタル場合其ノ閲覽方法ハ管理人ニ於テ定ムルモノトス
 第六條 巡回文庫及特派文庫ノ廻付ヲ受ケタル者ハ閲覽期間中ノ成績表ヲ調製シ文庫使用期間經過後五日以内ニ本館長ニ報告スヘシ
 第七條 巡回文庫及特派文庫ノ廻送ヲ受ケタル者ハ文庫添付書類ニ所要事項ヲ記入調印スヘシ
 第八條 巡回文庫及特派文庫ノ閲覽人ニシテ圖書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ管理人指定ノ現品又ハ相當代金ヲ以テ之ヲ辨償スヘシ

四 特設文庫規程 (大正十一年三月六日制定)

岡山圖書館ノ圖書ヲ充實スル目的ヲ以テ同館ニ特設文庫ヲ設置ス
 第一條 特設文庫設置ニ要スル資金ハ有志ノ寄附ニ依ルモノトス
 第二條 前條ノ寄附金ハ金五百圓以上トス
 (但シ十ヶ年以内ニ分納スルモ妨ナシ)
 第三条 特設文庫設置資金ハ全部圖書購入費ニ充賞シ之ニ依リ購入シタル圖書ニハ設置金寄附者ノ氏名ヲ明記セル左記様式ノ文庫印ヲ押捺スルモノトス (様式畧ス)
 第四條 特設文庫資金ニ依リ購入スル圖書ノ種類ハ寄附者ニ於テ指定シタルモノノ外館長之ヲ選定ス
 第五條 本館ニ特設文庫臺帳ヲ調製シ寄附別ニ購入圖書名ヲ登録シ永遠ニ保存スルモノトス
 第六條 特設文庫圖書ノ分類ハ本館圖書ト合同シテ行フモノトス
 第七條 特設文庫取扱上必要ナル細則ハ館長之ヲ定ム

五 職員事務規程 (大正七年十一月二十五日制定)

第一條 圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク
 館長 一名 司書 若干名 書記 若干名
 第二條 館長ハ市長ノ命ヲ受ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス館長故障アルトキハ司書其職務ヲ代理ス
 第三條 司書及書記ハ館長ノ命ヲ受ケ館務ニ從事ス
 第四條 館長ハ左ノ事項ニツキテハ其ノ意見ヲ市長ニ内申スヘシ

- 一、圖書館ノ規則設定若クハ改廢ニ關スルコト
 二、職員ノ進退賞罰及除服出仕ニ關スルコト
 三、圖書館ノ利害ニ關スルコト
- 一、圖書館ノ管理ニ關スル内規及處分細則ノ設定若シクハ改廢ニ關スルコト
 二、館長以下職員ノ出張及賜暇若クハ歸省等ニ關スルコト
 三、經費豫算ノ流用及豫算外ノ支出ニ關スルコト
 四、寄贈圖書ノ受納ニ關スルコト
 五、臨時閉館ニ關スルコト
- 但シ急迫ノ場合ニアリテハ事後市長ニ開申スルコトヲ得
 六、前各號ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ處理スルコト

第六條 館長ハ毎年一月十日限り前月中ノ事務成績及財產ヲ毎月十日限り前月中ノ圖書及閱覽人ニ關スル統計ヲ市長ニ報告スヘシ

六 岡山婦人讀書會々則

(大正十一年一月十日制定)

- 第一條 本會ハ婦人ノ讀書趣味ヲ涵養シ思想ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 第二條 本會ハ岡山婦人讀書會ト稱シ事務所ヲ當分岡山市小橋町岡山圖書館内ニ置ク
 第三條 本會ハ岡山市内ニ居住又ハ勤務スル滿十五歳以上ノ婦人ヲ以テ組織ス
 第四條 本會ノ目的ヲ達セんカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、正規ノ手續ニ依リ岡山圖書館ノ藏書ヲ借受ケ之ヲ會員ニ送達ス
 二、圖書ノ選定購入ノ需ニ應ス
 三、時々講話會ヲ開ク
 四、前記ノ外本會ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ行フ

第五條 本會ニ在ノ役員ヲ置ク

會長 一名 會員ノ選舉トス

幹事 若干名 會員中ヨリ會長之ヲ指名ス

評議員 若干名 幹事會ノ推薦ニ依リ會長ヨリ委嘱ス

事務員 若干名 岡山圖書館員ニ委嘱ス

役員ノ任期ハ滿二ヶ年トス
 但シ重任スルコトヲ妨ケス

本會員タラントスル者ハ入會申込書ニ記名ノ上入會料金壹圓ヲ添ヘ事務所ニ申シ込ムヘシ
 但シ此場合前納ノ會費アリタル時ハ其翌月以後ノ分ヲ返附ス

本會員ハ會費トシテ毎月金貳拾錢宛ヲ納付セラレタシ
 但シ數ヶ月又ハ一ヶ年分ヲ前納スルコトヲ得

本會員ニシテ退會セント者ハ其ノ旨届出ラレタシ

本會員タラントスル者ハ入會申込書ニ記名ノ上入會料金壹圓ヲ添ヘ事務所ニ申シ込ムヘシ
 本會員ニ圖書ヲ集配スル爲メ居所ニヨリ六區ニ分チ會員數ノ多少ニヨリ豫メ之ヲ定ム

圖書ノ集配ハ毎週一回一冊トシ會員ノ自宅又ハ豫メ指定セル場所ニ於テ之ヲ行フ

前條ニヨル集配日ヲ區域ニヨリ大体左ノ標準ニ依ル

日曜日(出石區) 月曜日(内山下區) 火曜日(旭東區)
水曜日(弘西區) 木曜日(深祇區) 金曜日(南方區)
土曜日(休配) 鹿田區(伊島區)

- 第十三條** 同一人ニシテ同一圖書ヲ二期ニ涉リ借覽セントズル時ハ掛員ニ申出スヘシ
第十四條 但シ二期以上ニ涉ルコトヲ得ス
第十六條 本會配付圖書ハ毀損若クハ紛失シタルトキハ現品又ハ代價ヲ以テ辨償セシム
第十七條 本會員ニシテ氏名住所ニ異動アリタル時ハ直ニ事務所ニ届出ラレタシ

(様式)

第一號

特許證附與願

私儀貴館規則ヲ遵守シ圖書携出借覽致度ニ付個人特許證御附與相成度(保証人連署)此段相願候也

年月日

住所 氏 職業

岡山圖書館長殿
名
印
生年月日

第二號

團體特許證附與願

私儀貴館規則ヲ遵守シ圖書携出借覽致度ニ付團體特許證(一枚)御附與相成度此段相願候也

年月日 住所
代表者 氏
名
印
生年月日

岡山圖書館長殿

第三號

岡山圖書館巡回(特派)文庫請求書

貴館巡回(特派)文庫ノ廻付ヲ受ケ閲覽致度候條御廻付相成度
貴館諸規則遵守可致此段請求候也

年月日 管理人 氏
名
印
學校名(團體名)

岡山圖書館長殿

第一 經 費

本館開館當初の年度は、準備時代で、特に十二月の開館なるを以て、會計年度内、僅かに數ヶ月を除し、殊更豫算計上の必要を認めず、必要に應じ適宜支出したもので、其の決算額は、開館當初の設備状況の一般を知ることが出来る。則ち開館初年度決算額は、五千九百三十九圓で、爾來時勢の推移は、相當なる設備を要求し累年經費の増加を示し、昭和五年度の豫算、六千五百十五圓を計上するに至つた。今開館初年以降の經費豫算の状況を示せば左の通りである。

費目	年 度	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
給料	支給	五〇	一九	八二	二六	三九五	五〇五	五八	五八	五六	五六	五六	五六	四六
雜費	支給	一九	一九	一九	一九									
恩給基金	支給	一九	一九	一九	一九									
旅費	支給	一九	一九	一九	一九									
手賄料	支給	一九	一九	一九	一九									
賞賄料	支給	一九	一九	一九	一九									
被服費	支給	一九	一九	一九	一九									
備品費	支給	一九	一九	一九	一九									
消耗品費	支給	一九	一九	一九	一九									
印刷費	支給	一九	一九	一九	一九									
通信運搬費	支給	一九	一九	一九	一九									
修繕費	支給	一九	一九	一九	一九									
雜費	支給	一九	一九	一九	一九									
計	支給	五、九三九	四、〇六六	五、七九一	五、九三三	七、一四七	七、四八二	六、八六〇	六、七三七	六、七四四	六、七七一	八、七五	六、六九二	六、五一五

被服費	支給	一九	一九	一九	一九									
備品費	支給	一九	一九	一九	一九									
消耗品費	支給	一九	一九	一九	一九									
印刷費	支給	一九	一九	一九	一九									
通信運搬費	支給	一九	一九	一九	一九									
修繕費	支給	一九	一九	一九	一九									
雜費	支給	一九	一九	一九	一九									
計	支給	五、九三九	四、〇六六	五、七九一	五、九三三	七、一四七	七、四八二	六、八六〇	六、七三七	六、七四四	六、七七一	八、七五	六、六九二	六、五一五

第三 職 員

本館職員は、館長の下に、司書、書記、助手を置き、館長の指揮により圖書の整理、保存、閲覧に關する事務其の他庶務に從事してゐる。職員の待遇につき、俸給は公立圖書館職員令第九條によつてこれを支給し、賞與は毎年末、本人の勤務状況及執務成績を考查してこれを給與してゐる。職員休養の爲め、休暇の規程を設け、一般公休日の外、一ヶ年を通し、二十日以内の慰勞休暇を與ふることとなつてゐる。職員異動表を示せば左の通りである。

昭和大正三四二九一四四四一九四二二七一七五四四三二二九九五
昭和大正三四二九一四四四一九四二二七一七二五六四三三二二九
○、四一、四〇、二〇、〇〇、〇〇、六〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、
五七三二六五一四五七六一七二三二二五六三五
全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全
高高久岸江山樋木森小藤溝佐河瓜岩茂雪佐楠近
田田野口口村上原口藤田生崎業上藤見藤
德林
圭武壽軍秀久重筆重三友壯武雅安信友美岩
一雄胖志一一二男吉勇熊郎平夫吉夫則夫平男夫

就職年月日	退職年月日	在職年月	職名
大正一〇、七、一〇	大正九、二一	昭和一、三〇	事務取扱長
大正一、二、一〇	大正一二、一〇	大正一、二、一〇	司書全
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	助全
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	書全
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	貞結阿赤
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	氏
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	松原修
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	河城繁
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	木喜良
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	田喜繁
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	松喜千
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	鶴喜保
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	吉二藏
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	郎助義作
大正一、二、一〇	大正一、三、九	大正一、二、一〇	夫平

一 現 職

員 員

事務取扱長
司書記手
司書記手

谷秋吉楠野村

田口五郎

源三久道郎

雄 雄 太 平 稳 藏

第四章 事業

三八

第一館内事業

一、圖書閱覽

普通閱覽

本館が十三萬市民の共有物である以上、其の市民圖書館たるの性質に基き、一般市民と極めて接觸を密接にし、其の間些の障壁だもなきやう期せねばならぬ。故に圖書閱覽につきても、凡ては秩序と整理に支障なき限りは萬事簡易輕便を旨とし、努めて閱覽者の利便多からんことを考慮してゐる。入館料を徴せることは勿論、規定の開館時間内には自由に入館するするにとを得、圖書借覽にも、これが手續は至極輕便にして、複雜をる借用証制度を廢してゐる。閱覽室には別に席次を設けず、適宜の場所にて、自由に閱覽することが出来る。要するに閱覽に對し、これに要する手續上多大の時間を空費せざるやう努めた。普通閱覽は一般普通の圖書を、規定の閱覽室にて自由に閱覽することとした。

特別閱覽

特別閱覽は或る特種の圖書、例へば「貴重圖書」「寫眞帖」「墨帖」其他本館指定の圖書を閱覽せんとする時、特別閱覽室にて閱覽するものであるが、借覽手續は普通閱覽と何等異なることはない。

二、圖書調査

讀物調査會

近時一般讀書熱の勃興につれ、各種讀物の陸續として出現せるは、普通教育振興上、慶賀すべきことである。然るにこれ等多數の讀物につき、其の内容の良否は、讀者の思想に影響するところ多大で、これが選擇上、大に考慮を要すべきことである。本館はここに顧みる所ありて、讀物調査會を組織し、一般出版物中、兒童、青年、婦人の讀物につき、其の内容、形式の良否を審査し、優良適切なるものを選擇推薦して、讀者の参考に供し、一面讀物選擇上の利便に供することとしてゐる。其の要項を示せば左の通りである。

讀物調査會要項

- 一、本會は市立岡山圖書館の一事業にして讀物調査會と稱す。
- 一、兒童、青年、婦人の各讀物につき調査研究し其の優良と認むるものを選択推薦す。
- 一、讀物調査委員は市立十二小學校全職員に委嘱し職員は毎月交替にて讀物調査に從事す。
- 一、各月の讀物調査委員の選定は此れを各學校長に委嘱す。
- 一、調査すべき讀物は圖書館より各學校へ送附す。
- 一、調查委員は精讀審査の上別紙所定の讀物調査表により其の結果を圖書館に報告す。
- 一、審査の結果は毎月これを圖書館報に掲載し毎年一回これを一編めとなし小冊子「讀物調査書」を刊行す。
- 一、讀物調査書は學校、圖書館、其の他各種團体へ無料にて配付す。

一、審査の結果を一般に周知せしめんが爲め新聞及び岡山市公報に掲載しこれが紹介をなす。

良書推薦

社會の動搖と思想の惡化、此の一大變革の期に遭遇し、各種讀物の思想界に及ぼす威力は、實に恐るべきものがある。本館は各種優良圖書を選定し、廣く一般に宣傳して、危機に瀕せる現時の思想界に對し、これが善導の任に當らんとする。尙ほ近時「時局問題」「各種偶發時事問題」「各種流行物」等に對し、これ等に關聯せる讀物は、或は精密にして専門的學研用に偏り、或は杜撰にして其の當を得ざるもの多數に涉れる讀物に對し其の最も該切なるものを選定し、些か讀書子の圖書選定の指針たらんことを期する。

圖書推薦要項

一、選定圖書

思想問題に關するもの。時局問題に關するもの。時事問題に關するもの。流行物に關するもの。

一、宣傳方法

館内掲示、印刷物配付、圖書館報掲載、岡山市公報掲載、新聞掲載、

一、宣傳時期

隨時、各種宣傳日、讀書週間、

第二館外事業

本館は其の位置旭水河畔、高燥閑雅なる地に存在し、最も讀書に適してゐるが、稍々市の東部に偏じたるやの感がある。故に遍く全市に涉り、熱心なる讀書子の全部登館を期待することの出來ないことを遺憾とする。此れ等幾多熱心なる讀書子に對し、些の不満ながらしめんが爲めには、只に對内的館内閱覽のみをもつて満足すべきではない。進んでは對外的館外閱覽の便法を作り、此れが缺陷を補填し、此れ等讀書子の讀書慾を満たし圖書館利用の途を開拓するは、現下最も緊急のことである。大正八年圖書携出現程を、大正十一年巡回文庫及特派文庫現程を、大正十一年岡山婦人讀書會を組織し持廻文庫を設け、館外閱覽に對しては、本館全力の一半を傾注し、此れが開拓に努力することとした。特に個人閱覽に對しては、深甚なる注意と精進の努力とを致し閱覽圖書の範圍を擴張し、携出法を至便にし、閱覽期日を短縮して圖書利用の機運を促進せんとした。文庫は小兒より大人に至るまで、各種階級と種類とに依りて區別し、其の閱覽方法は全部管理者に一任し、何等の拘束をも加へず、凡ては自由開放主義に依ることとしてゐる。殊に婦人に對しては、岡山婦人讀書會を組織し、毎週一回、會員の自宅に配本するの便法を講じ、讀書趣味普及に努めることとした。

一、文庫

讀書趣味の涵養に努め、圖書館利用の途を開拓して事業の普及發達を期し、社會教化の上に資し、而して時代に順應せんが爲め派出文庫を設置した。本文庫は恰も血液の心臓より全身を循環するが如く、大營養分を有する圖書は全市を循環し、全市民はこれに依りて各自の心神を培養し、圖書館設置の恩恵に均霑し得るもので、

其の種類を舉くれば左の通りである。

理 髮 文 庫

「時は金、理髪待つ間も本を読み」理髪待つ其の間の讀書、本文庫によりて僅少の時間をも徒費することなく自己の修養に努め、思想の向上を計り、時代の進運に遅れざらんことを期せねばならぬ。本文庫は巡回制度により、市内主要なる理髪店の希望に應じ、何時にもこれを派出する。文庫は常に店頭に設置し、理髪者は希望により自由に閲覧することを得。一文庫の藏書冊數は十五冊乃至二十冊で、毎月一回順次取替へることとしてゐる。現在派出文庫數、男理髪館四十二、女理髪館八、計五十。

兒 童 文 庫

小學兒童の圖書館利用の時間は、或る一定時に局限され、且つ遠隔なる地方の兒童は、自然これが利用に不便を感じることの大なるを遺憾とする。市の東部に偏在せる本館は、これを利用せる小學校は、僅々數校に限られたるやの感がある。此の現狀に鑑み、全市兒童をして此れが利用につき普遍的ならしめ、圖書館設置の恩恵に均霑せしむべく本文庫を派出することとした。本文庫の圖書は、只に學校内にて閲覧し得るばかりではない。希望の圖書は管理者の許諾を得、家庭に携出閲覽し得る便法をも講じてゐる。本文庫は派出制度により、管理は全部學校に委任することとしてゐる。一文庫藏書冊數は三十冊乃至四十冊で、閲覧期間は別にこれを定めず、各學校の任意とし、請求に應じ隨時取替へることとしてゐる。尚ほ本文庫の派出は、小學校のみに限定せず、市内各町子供會にも派出し、普く本文庫利用の途を拓かんことに努めてゐる。現在派出文庫數は、小學校七、子供會十四、計二十一。

御 成 婚 記 念 文 庫

本文庫は大正十三年皇太子殿下の御成婚を記念するが爲めに設置したもので、市内青年會、壯年會、婦人會の各種團体に限り、無料にて貸與するものである。會員は其の會管理者の許諾を得、各自家庭に持ち歸り、自由に閲覧することとしてゐる。一文庫の藏書冊數三十冊乃至四十冊で、隔月一回これを取替へ、圖書の運轉をして可成迅速ならしめんとする。現在派出文庫數、青年會十八、壯年會二十四、婦人會六、計四十八。

特 派 文 庫

本文庫は諸官衙、銀行、會社、其他多數人の集合せる場所へ特派するもので、閲覧は無料で、管理者の許諾を得て、自宅閲覧の便を認めてゐる。目下派出せるものの中、紡績會社、裁判所陪審員宿舎、專賣局等は、閲覧成績最も優良にして、常に歓迎せられ、累次の發展の好況を呈してゐる。一文庫の藏書冊數は三十冊乃至四十冊で、閲覧済の上は隨時取替へることとしてゐる。現在派出文庫數十九。

二、岡山婦人讀書會

社會の文化は日月と共に推移し、此れが長足の進歩を見るに至つた。特にこの進運に伴ひ、我が國婦人の家庭的に、生活的に、社會的に覺醒しつつある氣運は實に著しきものがある。此の秋に當り、高尚なる趣味と健全なる圖書を一般家庭ご社會ごとに注入して、思想の穩健と向上とを計るは現下の喫緊事である。由來我が國の習慣として、婦人は家庭以外の場所にて讀書することは困難なる状態にあるので、此れ等の事情に鑑み、茲に岡山婦人讀書會を組織するに至つた。本會は毎週一回會員の家庭に各種の圖書を配達し、居ながら讀書するの利

便を得しめ、婦人に對する讀書趣味の養成と思想の向上發達とを期し、一方圖書館の普及發達に努め、本館藏書利用の途を拓き、全市をして圖書館化せんことを期するものである。本會は大正十一年一月十日の創立で、目下會員三百八十四人、貸附圖書冊數實に九百十八冊の多數に上つてゐる。會長には坂本鶴子女史を推し、以下幹事、評議員、事務員若干名にて會務を處理し、逐年累進的不斷の活動を續けて、本會の目的に向つて進んでゐる。本會には年二回機關雜誌を發行し、會員と本會の聯絡、會員相互の親睦、學術に關する研究發表を爲し、本會の發展に資せんとしてゐる。

三、圖書貸出

個人貸出

本會が主力を傾注せる館外閱覽中、特に個人貸出につきては、借覽者の便利を計ることに注意した。圖書の携出及返還手續、期間、種類等も本館所定の圖書携出規程によるここと勿論なるも、特別の事情あるものに對しては、適宜便法を講ずることとしてゐる。携出手續は簡易を旨とし、携出毎に要する複雑なる借用証制度を廢し「カード」式により、繼續使用の出來得るやう注意した。期間満了後、連續借覽の場合の如き、別に形式的圖書の返還を要求せず、口頭、書面、電話等、適宜届出の上、これを承認することとしてゐる。要するに本館は其の位置偏在し、登館に多大の不便を感じる爲め、借覽手續上に要する時間を空費せざるやう、務めて讀者の利便を計ることとしてゐる。本携出は料金一ヶ年有効金壹圓、一回の貸出冊數三冊以内、期間を十日乃至二十日以内とする。

團体貸出

團體貸出は本市内にありて「會社」「六人以上の使用人を有する店舗」「十人以上の團体で、其の一人が直接國稅參圓以上を納むるもの」「青年會、壯年會、婦人會等修養を目的とする團體」へ料金一ヶ年有効金五圓に貸出するもので、貸出冊數は二十冊以内とする。但し同一團體にて特許證數枚を請求することが出来る。貸出期間は、個人貸出と別に變りはない。

第五章 事業成績

第一 館内閱覽狀況

館内閱覽人員、閱覽冊數の狀況は、別表の通りであるが、前述の通り本館は、其の位置稍々市の東部に偏せるを以て、登館者も從つて或る一部に限定されたるやの憾がある。則ち毎日の登館者は、旭東一帶、岡南及内山下方面に限られ、多數といふ事は出來ぬ。昭和四年度の閱覽延人員十二万三千八百三十八人、一日平均三百五十六人を算し、これを開館當初に比すれば、約二百人以上の増加を示してゐる。特に各年度、累進的に其の數を増加せるることは、誠に欣ぶべき現象である。閱覽冊數は昭和四年度延二十四万三千九百六十九冊、一日平均七百一冊で、種類別に舉くれば、文學語學第一位を占め、總記雜書、美術諸藝これに次ぎ、哲學宗教、數學醫學亦相當に閲讀されてゐる。これを開館當初に比するに、約數倍の増加を見、漸次に利用、閲讀されんとする

の好傾向を示してゐる。

第二 館外閲覧状況

本館の經營方針として、館外閲覧に重きを置き、本制度の設置以來、凡ての方法を講じ、これが成績の向上に努めたる結果、短日月の間、其の成績大に見るべきものがあり、躍進的發展の跡、歴然として著はる。昭和四年度閲覧延人員三十三万八千八百十二人、一日平均九百七十四人、閲覧延冊數百壹万壹千七百八十八冊、一日平均二千九百七冊を算し、これを本制度設置當初に比するに、閲覧人員約三百四十倍、閲覧冊數約三百七十倍といふ驚くべき激増を見るに至つた。特に注目すべきは、婦人の閲覽狀況で、個人館外閲覧人員延十九万四百四十一人中、婦人の閲覽者延十五万九千五百八十二人で、其約八割の多數を占め、最近市内家庭婦人の讀書に対する熱懾の、如何に旺盛なるかを窺ふことが出来る。文庫の貸出數は、理髮文庫男四十二、女八、計五十、兒童文庫小學校七、子供會十四、計二十一、御成婚記念文庫青年會十八、壯年會二十四、婦人會六、計四十八特派文庫十九、總計百三十八を算し、貸與希望者の漸次增加せんとする傾向を見る。岡山婦人讀書會は、大正十一年設置以來、一般讀書子の多大なる歡迎を受け、逐年會員を増加し其の閲覽成績も亦大に見るべきものがあり、時に一盛一衰のあることは免れないが、年と共に益々健全なる發達を遂げ、順調なる發育性を有してゐることを歓ぶ。要するに個人貸出、團體貸出ともに、各種の便法を講じ、これが獎勵に努力してゐるが、本館の位置、其のものが地理的不利なるに於て、本館の期待に添ひ得ぬことを遺憾とする。然し借覽者の漸次増加しつゝある現狀に對し、多大の期待をもつものである。

第三 閲 覧 成 績

一、各年度閲覧人員

軍人			官吏			教員			學生			計			一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、五九三	六〇、八〇六	八五、六〇四	九五、〇六二	六一、〇三五	六三、三三	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八
計	館外	館内	計	館外	館内	計	館外	館内	計	館外	館内	計	館外	館内	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八
一		一	八		八			八		七	七	七	七	七	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八
四		四	五	五	六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八
八		八	八	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八
三		三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八
三〇		三〇	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八												
三、六五		三、六五	三、七六	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八											
一、七三		一、七三	一、六四	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八											
九五		九五	九四	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八											
四四		四四	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八												
二五		二五	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八												
三九三		三九三	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八												
九九一		九九一	一、二四	二、二七	九、九二	六、三〇	三、五九三	三四、八二	六、四三	七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八	三〇、四五三	四六、〇三九	空七、〇三	三九、一六	四六、三四八	四五、九一八												

二、各年度圖書閱覽冊數

一、二六六
一、三四
一、二八六
一、二三四
一、六〇〇
一、七四
一、二六六
八九六
九十六
三
八七
二〇〇
二四八
一〇〇
一、二六六

實業		館內		二、五三四		二、三七四		四、八七〇		五、四九四		一、五〇七		八、六三五		二〇、六六二		四三、〇九三		二三、九七一		二〇、四六六		一六、三〇五			
館外		館內		二、五六三		二、六〇三		五、二七四		九、四五五		五三、四九四		五〇、二四九		八六、三四九		二三八、五五		二〇八、二三三		六七、九一四		四六、六二二		三〇、三二二	
計		計		一九〇		八二〇		七六五		九一八		九〇五		九七二		四二七		一、五〇七		一、五六三		三、二六三		二、七七七		三、八一二	
計		計		館內		館外		館內		館外		館內		館外		館內		館外		館內		館外		館內		館外	
合計		其他		館內		館外		館內		館外		館內		館外		館內		館外		館內		館外		館內		館外	
計		計		一六五		二、八〇三		三、二八三		五、四六九		六、三一九		三、九九〇		二〇、三三九		四一、一七六		四二、九八四		三九、五四七		四四、三二七		五〇、五三四	
館內		四、四六八		三、九八二		二七、六六七		三八、五九五		四四、八三〇		六八、五五二		交、二六六		二〇、三三九		四一、一七六		四二、九八四		三九、五四七		四四、三二七		五〇、五三四	
外館		一三九		一、一〇五		一、五六八		二六、六五二		二五、七五五		四〇、二五五		五六、四三〇		二〇五、〇〇四		二四九、八一七		二二三、九一五		一一七、二四〇		二三、九五八		二二、八三一	
計		四、四六八		三、二二〇		二六、七七二		四〇、一六三		七三、四八二		三二、九九三		二五六、六七七		四四一、八七六		六〇四、〇四〇		五六九、〇七一		四四四、〇三一		四六二、六五〇		二三、九七一	

美術	館内	二四五	一、一〇一	二、〇四二	二、二五五	一、八六六	二、六九八	一、二八九	一、六〇六	四、三〇五	七、六六六	九、八二六	一四、六八四	
家事	館外													
少	館内	三、九八五	三、一九七	二、〇八八	二、一二五	二、一九七	二、〇八八	一四、八六九	一六、七五九	三六、三九九	四三、五四九	六〇、三八六	四五、二四八	五九、一四六
年	館外													
圖書	計	三、九八五	三、二〇三	二、七五九	三、一七九	三、一七九	四七、四三〇	五七、九一八	五五、〇九四	六八、〇四二	五九、四九七	六一、〇六三	六二、〇六三	六三、〇六三
合計	館内	六、九四三	六、九三五	八六、九〇八	二三、七六〇	二二、七七四	二八一、三四六	二六〇、二二七	二三三、六五七	二四三、四〇九	二四、三九六九	二六四、四〇四	二八〇、六八四	二八三、二六三
館外	計	六、九四三	六、九三五	八六、九〇八	二三、七六〇	二二、七七四	二八一、三四六	二六〇、二二七	二三三、六五七	二四三、四〇九	二四、三九六九	二六四、四〇四	二八〇、六八四	二八三、二六三
合計	館外	六、九四三	六、九三五	八六、九〇八	二三、七六〇	二二、七七四	二八一、三四六	二六〇、二二七	二三三、六五七	二四三、四〇九	二四、三九六九	二六四、四〇四	二八〇、六八四	二八三、二六三
一日平均	三六六	三三	二八一	二五四	四五	一八九	一六六	二四七	三五八	三七三	三〇九	三、〇九	三、五八八	三、五八八

歷 史		地 理		館 外		館 內		三、八六		四、三八〇		二、〇九八		三、一〇一		二、六五二		三、〇五五		二、六五二		工 學		兵 事			
計	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	計	館外	館內		
一三三	一、〇〇九	一、〇三	九〇〇	二、〇一九	三、四二八	七、三三	一四、一四二	一四、三五〇	一三、〇五五	一三、二五二	一七、〇二五	二一、四二七	二二、六〇六	二二、四二七	二二、〇九四	二二、六〇六	二二、〇九四										
計	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	館外	館內	計	館外	館內		
一三三	一、〇〇九	一、〇三	九〇〇	二、〇一九	三、四二八	七、三三	一四、一四二	一四、三五〇	一三、〇五五	一三、二五二	一七、〇二五	二一、四二七	二二、六〇六	二二、〇九四													
工	學	醫	學	理	學	醫	學	理	學	醫	學	理	學	醫	學	理	學	醫	學	理	學	醫	學	工	學	兵	事

第六章

雜

五二

第一 寄附者芳名

一、本館建築費

金二二、九二八圓

一
開館準備費

金一、○○○○圓

一、特設文庫設置費

金一〇〇圓

高橋文庫設置費

金二〇〇圓
大鳳珊瑚頭巾

某山本唯三郎氏
伊原木藻平氏
伊原木藻平氏
岡崎増太郎氏
圓圓圓

金	金	金	金	金
一	一	二	三	五
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
圓	圓	圓	圓	圓
豊崎卯三郎氏	尾谷半三郎氏	國富友次郎氏	大森馬之氏	木原通一氏

金	金	金	金	金
一	二	三	五	五
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
圓	圓	圓	圓	圓
塚	本	芳	五	郎
三	宅	力	吉	氏
服	部	重	正	氏
山	上	藏	清	郎
上	岩	二	吉	氏
松	氏	氏	吉	郎

一、
皇孫殿下御降誕
記念文庫設置費

金四九、二〇錢

有志者七名
岡山婦人讀書會員一百六十七名

私立岡山縣婦人會
代表山相

一、圖書寄贈
圖書八十六冊
(此代金一五一、九〇錢)
故山田貞芳氏所藏
一、山田文庫

圖書八十六冊
(此代金一五三)

圖書三千五百四十冊
(此見積價格一、一七五、八一錢)

公森太郎氏

附

錄

一、圖書館令

二、圖書館令施行規則

三、公立圖書館職員令

圖書館令

〔明治三十二年十一月十一日勅令第四二九號
明治三十九年十月勅令第二七四號
大正十三年六月勅令第二七八號〕改
正

- 第一條 北海道廳府縣郡市町村（北海道ノ區ヲ含ム）ニ於テハ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閲覽ニ供セんカ爲メ圖書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第二條 明治二十六年勅令第三十三號ノ規程ハ圖書館ニ關シ之ヲ準用ス
- 第三條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ圖書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 圖書館ハ公立學校又ハ私立學校ニ附設スルコトヲ得
- 第五條 圖書館ノ般置廢止ハ其道府縣立ニ係ルモノハ文部大臣其ノ他ノ公立ニ係ルモノハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ私立ニ係ルモノハ地方長官ニ開申スヘシ
- 第六條 公立圖書館ニ於テハ圖書閱覽料ヲ徵集スルコトヲ得

圖書館令施行規則

明治四十三年六月三十日
文部省令第一八號

五五

- 第一條 圖書館第五條ニ依リ公立圖書館ヲ設置セントスルトキハ管理者ヨリ左ノ事項ヲ具シ道府縣立圖書館ニアリテハ文部大臣其ノ他ノ公立圖書館ニアリテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 一、名稱
- 二、位置
- 三、經費及維持法
- 四、敷地建物ノ坪數及圖面
- 五、開館年月日
- 六、館則
- 私立圖書館ニアリテハ設立者ヨリ前項ノ事項ヲ地方長官ニ開申スヘシ
名稱位置敷地建物又ハ館則ノ變更ハ道府縣立圖書館ハアリテハ文部大臣ニ其ノ他ノ圖書館ニアリテハ地方長官ニ開申スヘシ
- 第三條 道府縣立圖書館ノ經費豫算ハ文部大臣ニ其ノ他ノ公立圖書館ノ經費豫算ハ地方長官ニ毎會計年度開始前ニ開申スヘシ
- 附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス
明治三十九年文部省令第十九號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 第一條 公立圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク
館長 司書 書記
- 第二條 館長ハ委任官又ハ判任官ノ待遇トス地方長官ノ監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
司書ハ委任官又ハ判任官ノ待遇トス館長ノ指揮ヲ承ケ圖書ノ整理保存及閲覽ニ關スル事務ヲ掌ル
書記ハ判任官ノ待遇トス館長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第三條 委任官待遇ノ館長及司書ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス
一、文官任用令第五條第一項ノ規定ニ依リ高等文官ト爲ル資格ヲ有スル者
コトヲ得ル者
- 三、専門學校高等學校高等科大學令ニ依ル大學ノ豫科又ハ高等學校大學豫科ヲ卒業シ二年以上判任官待遇以上ノ職ニアリテ教育又ハ圖書ニ關スル事務ニ從事シタル者
- 二、學位ヲ有スル者又ハ大學令ニ依ル大學ノ學部若クハ帝國大學文科大學ヲ卒業シ學士ト稱スル俸給ヲ受ケタル者
- 五、圖書ニ關シ特別ノ學職經驗アル者ニシテ高等試驗委員ノ證衡ヲ經タル者
- 判任官待遇ノ館長司書及書記ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス
一、文官任用令第六條ノ規定ニ依リ判任官ト爲ルノ資格ヲ有スル者
二、前條第二號乃至第五號ニ該當スル者

三、三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シタル者
四、圖書ニ關シ學識經驗アルモノニシテ普通試験委員ノ詮衡ヲ經タル者

第五條 奏任官待遇職員ノ任免ノ奏請宣告ハ奏任官ノ例ニ依リ判任官待遇ノ職員ノ任免ハ判任官ノ例ニ依ル

第六條 奏任官待遇職員ノ待遇相當官等ハ館長ニアリテハ高等官四等以下トシ司書ニアリテハ高等官五等以下トス

判任官待遇職員ノ待遇相當級ハ判任官一等乃至四等トス

第七條 文部大臣ノ指定スル圖書館ノ館長ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アル者ハ特ニ高等官三等ノ待遇トナシ年額七百圓以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第八條 高等官官等俸給令第四條及第五條第一項ノ規定ハ奏任官待遇ノ公立圖書館職員ニ之ヲ準用ス他ノ官職ニアリタルモノニシテ奏任官待遇職員タル者ニ付テハ他ノ官職ニ受付ケタル待遇ハ之ヲ本令ニ依リ受ケタル待遇ト看做ス

第九條 公立圖書館職員ノ俸給ハ別表ニ依ル

但シ他ノ官職ニアルトキハ俸給ヲ給セス又別表ニ掲クル最低以下ノ俸給ヲ給スルコトヲ得

第十條 公立圖書館職員ノ分限ニ關シテハ公立學校職員ノ例ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第二百八十二號ハ之ヲ廢止ス

圖書館令中第六條乃至第六條ノ五及附則ヲ削リ第七條ヲ第六條トス

職判員	奏員	種別	俸給
任官月	任官年		
四〇	三、一〇〇	一級	
三〇	二、八〇〇	二級	
二〇	二、六〇〇	三級	
一〇	二、四〇〇	四級	
九	二、二〇〇	五級	
八	二、〇〇〇	六級	
七	一、八〇〇	七級	
六	一、六〇〇	八級	
五	一、四〇〇	九級	
四	一、二〇〇	十級	
三	一、〇〇〇	十一級	
		十二級	
		十三級	

本令施行ノ際現ニ公立圖書館ノ館長司書又ハ書記ノ職ニアル者ハ別ニ辞令書交付ヲセラレサルト
キハ各從前ノ待遇及俸給ヲ以テ之ニ任セラレタルモノトス

非 賣 品	
昭和五年六月十日印刷	昭和五年六月十五日發行
岡山縣岡山市上伊福二七四	岡山縣岡山市仁王町一三
編輯兼 發行者 吉岡三平	印刷所 中桐三次郎
岡山縣岡山市小橋町三九	印刷者 中桐印刷所
市立岡山圖書館	
發行所	

終

四